

京都府森林水源地域の保全等に関する条例

所管課：森の保全推進課

(平成 30 年度～)

水が府民の生活のみならず、京都の伝統的な文化及び産業を支える府民共通の貴重な財産であることに鑑み、森林水源地域における土地の利用及び取水の適正な実施について必要な事項を定めることにより、水源涵養機能の維持を図り、豊かな水資源を将来にわたって確保することを目的としています。

※森林水源地域：府内の森林地域及び水源の涵養の観点から当該地域と密接に関連する地域

■ 概要

① 重点森林水源保全地区の指定

水源涵養機能を考慮して土地の利用又は取水について特に適正な実施を図るべき区域を、その区域を所管する市町村長の提案、又は、市町村長の同意を得て、京都府森林水源地域保全審議会の意見を聴いた上で指定

② 重点森林水源保全地区内における取水の許可

・吐出口の断面積 19 cm²超の設備での取水を規制

田畑等のかんがい用、生活の用に供するため等の取水は許可不要

許可申請書に水源涵養機能の維持向上のための活動等についても記載

・取水が周辺地域の生活環境等に著しい影響を与える（おそれがある）場合

必要な措置を講じるよう勧告→取水の中止命令→許可取消し・罰則

③ 重点森林水源保全地区内における権利移転等の契約の事前届出

土地の所有権を移転しようとする場合等に事前の届出を土地所有者等に義務付け

■ 重点森林水源保全地区指定箇所のイメージ

